

第74回 税理士試験
〔 酒 税 法 〕
解答速報

第 7 4 回 税 理 士 試 験 酒 税 法

Z-74-G [第一問] 解 答

問 1

(1) 酒税法における「アルコール分」及び「エクス分」の定義 (3点)

アルコール分とは、温度15度の時において原容量100分中に含有するエチルアルコールの総量をいう。

エクス分とは、温度15度の時において原容量100立方センチメートル中に含有する不揮発性成分のグラム数をいう。

(2) 酒税法では、酒類製造者につき相続があった場合において、引き続きその製造業をしようとする相続人は、遅滞なく、その旨を所轄税務署長に申告し、一定の要件を満たせば、相続の時において、被相続人が受けていた製造免許を受けたものとみなすことが規定されているが、当該規定が設けられている趣旨 (3点)

製造免許の効力は、製造免許を受けていた者に限られる。しかし、生前における取引関係等の市場における地位等、企業全体として有している有形無形の価値を、製造免許を受けていた者の死亡により一挙に白紙に戻すことは、その企業のためにも、また、取引関係のある市場からみても、更に、広く国民経済的な見地からいっても得策ではない。そこで、製造免許を受けていた者が死亡した場合において、相続人が引き続き酒類の製造業をしようとするときは、一定の手続きをとると、自動的に被相続人が受けていた製造免許と同一内容の製造免許を受けたものとみなされることになる。

(3) 酒税法では、酒類製造者とその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、当該移出による酒税額に相当する金額を控除することが規定されているが、当該規定が設けられている趣旨 (3点)

製造場から移出され、酒税が課された酒類を品質が低下した等の理由で移出した製造場へ戻し入れた場合には、最初から移出がなかった状態に戻ることになるため、当初課された酒税額を控除することにより、課税原因を消滅させることにしている。

(4) 酒税法では、酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者は、製造、貯蔵、販売又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならないことが規定されているが、当該規定が設けられている趣旨 (3点)

酒税法における記帳義務は、酒税の適正な課税を実現するためのものである。さらに、酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者は、酒税法上の申告納付義務のほか、申告、申請・届出等の様々な義務を負い、酒税法上の取り締まりを受けることとなる。

これらの取り締まりを適正に行い、酒税の確保を図る観点から、その初期段階での記録となる製造、貯蔵、販売又は保税地域からの引取りに関する事実は帳簿に記載させる方法により明らかにさせることとしている。

(5) 酒母又はもろみの製造者は、酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとするときにおいて、所轄税務署長の承認を要さない場合を3つ述べなさい。(3点)

- ① 酒類製造者が、その製造免許を受けた製造場において、その酒類の製造の用に供するため、酒母又はもろみを使用する場合。
- ② もろみの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、そのもろみの製造の用に供するため、酒母を使用する場合。
- ③ アルコール事業法の規定によりアルコールの製造の許可又は承認を受けた者が、そのアルコールの製造の用に供するため、酒母又はもろみを使用する場合。

(注) 上記の他、以下のものを挙げてもよい。

- ・ 酢の製造業者が酒母又はもろみを酢の製造に使用する場合。
- ・ 酒類製造者又は酒母等の製造者に酒母を譲り渡す場合。

問2 酒類製造者が、指定された期限までに担保の提供に応じなかった場合の酒税法上の申告及び納付に関する酒税法上の取扱い並びに当該申告及び納付の規定が設けられている趣旨 (15点)

1 申告及び納付

乙税務署長から指定された期限までに担保の提供に応じなかった場合において、その期限までに甲がその製造場から移出した酒類について、都度申告を行う必要がある。

(1) 都度申告

酒類製造者は、担保の提供を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供をしないときは、既にその製造場から移出した酒類(既に月例申告の規定により申告をした酒類を除く。)について、次に掲げる事項を記載した申告書を、その該当することとなった日から10日を経過する日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① 税率の適用区分及びその区分ごとの課税標準たる数量
- ② 免税の規定の適用を受けようとする数量
- ③ 課税標準数量
- ④ 酒税額及びその酒税額の合計額
- ⑤ 控除税額
- ⑥ 差引納付税額
- ⑦ 控除不足額
- ⑧ その他一定の事項

(2) 納付

(1)の規定による申告書を提出した酒類製造者は、その申告書の提出期限内に、その申告書に記載した酒税額に相当する酒税を国に納付しなければならない。

2 趣旨

国税庁長官等(国税庁長官、国税局長又は税務署長をいう。)は、租税債権を確保する見地から、酒類製造者の経営状態の悪化などにより滞納の可能性がある場合には、酒類製造者に対し、金額及び期間を指定し、酒税につき担保の提供を命ずることができ、提供すべき担保がないとき等は、担保の提供に代え、納税の担保として酒類の保存を命ずることができることとされているが、酒類製造者が、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないときは、酒税の確保を早急に図る見地から、都度申告の規定が設けられている。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z-74-G [第二問] 解 答

品目及びその判定理由

商品 A (判定理由と併せて 4)

品 目	ビール
-----	-----

(判定理由)

麦芽、ホップ及び水を主原料として発酵させたものは、アルコール分が20度未満で、麦芽の重量(600kg)がホップ及び水以外の原料の重量の50% $((600\text{kg} + 20\text{kg} + 10\text{kg}) \times 50\% = 315\text{kg})$ 以上であるため、ビールに該当する。

当該ビールにホップ、レモン及びカモミールを加えて発酵させたものは、アルコール分が20度未満で、麦芽の重量(600kg)がホップ及び水以外の原料の重量の50% $((600\text{kg} + 20\text{kg} + 10\text{kg} + 5\text{kg} + 5\text{kg}) \times 50\% = 320\text{kg})$ 以上であり、レモン及びカモミールの重量 $(5\text{kg} + 5\text{kg} = 10\text{kg})$ が麦芽の重量の5% $(600\text{kg} \times 5\% = 30\text{kg})$ を超えていないため、ビールに該当する。

商品 B (判定理由と併せて 4)

品 目	清 酒
-----	-----

(判定理由)

米、米こうじ及び水を主原料として発酵させてこしたものは、アルコール分が22度未満であり、副原料の重量 $(20\text{l} \times 65\text{度} \div 0.95 \times 0.8157 + 5\text{kg} = 16.16\text{kg})$ が米の重量の50% $((160\text{kg} + 65\text{kg}) \times 50\% = 112.5\text{kg})$ を超えていないため、清酒に該当する。

当該清酒に炭酸水を加えると同時にぶどう糖及びくえん酸を加えたものは、次の要件をすべて満たしているため、清酒に該当する。

- (1) 発泡性を有している。
- (2) ぶどう糖、くえん酸及び混和前の副原料の重量 $(10\text{kg} + 5\text{kg} + 16.16\text{kg} = 31.16\text{kg})$ が米の重量の50% (112.5kg) を超えていない。
- (3) アルコール分が10度の時においてエクス分が8度に達していない。

商品 C (判定理由と併せて 3)

品 目	スピリッツ
-----	-------

(判定理由)

発芽させた穀類及び水を原料として糖化、発酵させたアルコール含有物を蒸留したものは、留出時のアルコール分が95度以上であるため、ウイスキーに該当しない。エクス分2度未満の蒸留酒であるため、スピリッツに該当する。

当該スピリッツに、オークチップを浸してその成分を浸出させたものは、エクス分が2度未満の混成酒であるため、スピリッツに該当する。

商品D (判定理由と併せて4)

品 目	甘味果実酒
-----	-------

(判定理由)

果実及び水を原料として発酵させたものは、アルコール分が20度未満であるため、果実酒に該当する。

当該果実酒にブランデーを加えたものは、補酒割合が10%以下であり、アルコール分が15度未満であるため、果実酒に該当する。

$$\text{補酒割合} = \frac{100 \times 50 \text{度}}{9000 \times 6 \text{度} + 100 \times 50 \text{度}} \quad (8.4\%)$$

当該果実酒に植物を浸してその成分を浸出させたものは、オーク以外の植物の成分を浸出させているため、果実酒に該当しない。甘味果実酒に該当する。

商品E (判定理由と併せて4)

品 目	雑 酒
-----	-----

(判定理由)

連続式蒸留機による蒸留酒は、アルコール分が45度を超えているため、原料用アルコール(連続式蒸留アルコール)に該当する。

米、米こうじ及び水を主原料として発酵させたものは、こしていないため、清酒に該当しない。エキス分が2度以上の醸造酒であるが、アルコールの重量($5000 \times 46 \text{度} \div 0.95 \times 0.8157 = 197.48 \text{kg}$)が水以外の原料の重量の30% ($300 \text{kg} + 100 \text{kg} + 197.48 \text{kg}$) $\times 30\% = 179.244 \text{kg}$)以上であるため、その他の醸造酒にも該当しない。雑酒に該当する。

商品F (判定理由と併せて4)

品 目	発泡酒
-----	-----

(判定理由)

前段の酒類は、麦芽、ホップ及び水を主原料として発酵させたものであり、麦芽の重量(200kg)がホップ及び水以外の原料の重量の50% ($(200 \text{kg} + 130 \text{kg} + 100 \text{kg}) \times 50\% = 215 \text{kg}$)未満であるため、ビールに該当しない。麦芽及び麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有しており、アルコール分が20度未満であるため、発泡酒に該当する。

後段の酒類は、連続式蒸留機による蒸留酒であり、アルコール分が36度以上45度以下であるため、スピリッツ(連続式蒸留スピリッツ)に該当する。

発泡酒に連続式蒸留スピリッツを加えたものは、ホップを原料の一部とした酒類で発泡性を有しており、アルコール分が20度未満であるため、発泡酒に該当する。

商品G (判定理由と併せて3)

品 目	スピリッツ
-----	-------

(判定理由)

穀類、穀類のこうじ、くり及び水を原料とした単式蒸留機による蒸留酒に分蜜をした砂糖及び水を加えたものは、単式蒸留焼酎に該当しない。エキス分が2度未満の混成酒であるため、スピリッツに該当する。(くりの重量(400kg)が、穀類及び穀類のこうじの重量($400 \text{kg} + 250 \text{kg} = 650 \text{kg}$)を超えていない。)

商品H(判定理由と併せて3)

品 目	スピリッツ
-----	-------

(判定理由)

アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品(ジュニパーベリー)の成分を浸出させた蒸留酒は、スピリッツに該当する。当該スピリッツに水を加えたものは、スピリッツに該当する。

① 適用税率

品 目	商品名	計 算 過 程	税 率 (円/kℓ)
ビール	A		181,000
清 酒	B		100,000
スピリッツ	C		370,000
甘味果実酒	D	その他の発泡性酒類	80,000
雑 酒	E		200,000
発泡酒	F	旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当する。	134,250
スピリッツ	G		370,000
スピリッツ	H	$200,000円 + 10,000円 \times (43度 - 20度) = 430,000円$	430,000
スピリッツ	I	その他の発泡性酒類	80,000

② 課税標準数量

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量 (mℓ)
ビール	A	$0.35ℓ \times 200 \text{ ケース} \times 24 \text{ 本} + 0.35ℓ \times (12 \text{ 本} + 4 \text{ 本}) = 1.6856 \text{ kℓ}$ (注) 公的品質評価機関に対する送付は、移出に該当するため課税される。 1 (注) 製造場内での飲用は、移出とみなされて課税される。 1	1,685,600
清 酒	B	(1) 課税標準たる数量 $1.8ℓ \times 2,800 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} = 30.24 \text{ kℓ}$ (2) 輸出免税の適用を受けようとする数量 $1.8ℓ \times 300 \text{ 本} = 0.54 \text{ kℓ}$ (3) 課税標準数量 $(1) - (2) = 29.7 \text{ kℓ}$ } 示し方1	29,700,000
スピリッツ	C・G	$0.72ℓ \times 3,000 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} + 0.72ℓ \times 2,000 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本}$ $+ 0.72ℓ \times 50 \text{ 本} = 21.636 \text{ kℓ}$ (注) 在日米国大使館への酒類の送付は、移出に該当するため、課税される。 1	21,636,000
甘味果実酒	D	$0.72ℓ \times 150 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} = 0.648 \text{ kℓ}$	648,000
雑 酒	E	$0.72ℓ \times 1,400 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} - 0.72ℓ \times 5 \text{ 本} = 6.0444 \text{ kℓ}$ (注) 食品衛生法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税されない。 1	6,044,400
発泡酒	F	$0.35ℓ \times 1,120 \text{ ケース} \times 24 \text{ 本} + 0.35ℓ \times 300 \text{ 本} = 9.513 \text{ kℓ}$ (注) 販売促進のための酒類販売業者の販売場への酒類の無償提供は、移出に該当するため、課税される。 1	9,513,000
スピリッツ	H	$1ℓ \times 2,500 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} + 1ℓ \times 30 \text{ 本} = 15.03 \text{ kℓ}$	15,030,000
スピリッツ	I	0.002 kℓ (注) 製造場内での酒類の試飲は、移出とみなされて課税される。 1	2,000

③ 課税標準数量に対する本則税額

課税標準数量に対する 本則税額の合計額	20,281,313 円
------------------------	--------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する本則税額 (円)
ビール	A	$181,000\text{円} \times 1.6856\text{k}\ell = 305,093\text{円}$	3 305,093
清 酒	B	$100,000\text{円} \times 29.7\text{k}\ell = 2,970,000\text{円}$	3 2,970,000
スピリッツ	C・G	$370,000\text{円} \times 21.636\text{k}\ell = 8,005,320\text{円}$	3 8,005,320
甘味果実酒	D	$80,000\text{円} \times 0.648\text{k}\ell = 51,840\text{円}$	3 51,840
雑 酒	E	$200,000\text{円} \times 6.0444\text{k}\ell = 1,208,880\text{円}$	3 1,208,880
発泡酒	F	$134,250\text{円} \times 9.513\text{k}\ell = 1,277,120\text{円}$	3 1,277,120
スピリッツ	H	$430,000\text{円} \times 15.03\text{k}\ell = 6,462,900\text{円}$	3 6,462,900
スピリッツ	I	$80,000\text{円} \times 0.002\text{k}\ell = 160\text{円}$	3 160

④ 課税標準数量に対する酒税額

課税標準数量に対する 酒税額の合計額	18,760,214 円
-----------------------	--------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する酒税額 (円)
		税率の特例 (1) 前年度課税移出数量 $200\text{k}\ell + 500\text{k}\ell + 140\text{k}\ell + 10\text{k}\ell + 80\text{k}\ell + 70\text{k}\ell + 110\text{k}\ell + 130\text{k}\ell$ $= 1,240\text{k}\ell \leq 3,000\text{k}\ell \quad \therefore \text{適用あり} \quad \boxed{1}$ 400kℓ超1,000kℓ以下の品目あり (2) 当年度酒税累計額 ① 4月～7月分 52,000,000円 ② 8月分 20,281,313円 ③ ①+②=72,281,313円 $\leq 100,000,000$ 円 $\therefore$ 当月分すべて特例適用 (3) 区分及び割合 ① 50,000,000円 < (2)① $\leq 80,000,000$ 円 ② 50,000,000円 < (2)③ $\leq 80,000,000$ 円 $\therefore$ 当月分すべて7.5% $\boxed{1}$ (4) 軽減後酒税額 $20,281,313 \text{円} \times 92.5/100 = 18,760,214 \text{円}$	$\boxed{2}$ 18,760,214

⑤ 控除を受けようとする酒税額

控除を受けよう とする酒税額の合計額	7,222 円
-----------------------	---------

品 目	商品名	計 算 過 程	控除を受けよう とする酒税額 (円)
ビール	A	戻入控除 (1) 税 率 181,000円 (2) 戻入数量 $0.35\ell \times 4 \text{本} = 0.0014\text{k}\ell$ (3) 控除税額 ① 本則税額 $181,000\text{円} \times 0.0014\text{k}\ell = 253\text{円}$ ② 控除前の区分及び割合 $50,000,000\text{円} < 72,281,313\text{円} \leq 80,000,000\text{円}$ $\therefore 50,000,000\text{円}$ を超える分7.5% ③ 控除税額 $253\text{円} \leq 72,281,313\text{円} - 50,000,000\text{円} = 22,281,313\text{円}$ $253\text{円} \times 92.5/100 = 234\text{円}$	234
ブランデー	D	原料使用控除 (1) 税 率 $200,000\text{円} + 10,000\text{円} \times (50\text{度} - 20\text{度}) = 500,000\text{円}$ (2) 原料使用控除 $0.01\text{k}\ell$ (3) 控除税額 $500,000\text{円} \times 0.01\text{k}\ell = 5,000\text{円}$	5,000
スピリッツ	H	戻入控除 (1) 税 率 430,000円 (2) 戻入数量 $1\ell \times 5 \text{本} = 0.005\text{k}\ell$ (3) 控除税額 ① 本則税額 $430,000\text{円} \times 0.005\text{k}\ell = 2,150\text{円}$ ② 控除前の区分及び割合 $50,000,000\text{円} < 72,281,313\text{円} \leq 80,000,000\text{円}$ $\therefore 50,000,000\text{円}$ を超える分7.5% ③ 控除税額 $253\text{円} + 2,150\text{円} = 2,403\text{円} \leq 72,281,313\text{円} - 50,000,000\text{円}$ $= 22,281,313\text{円}$ $2,150\text{円} \times 92.5/100 = 1,988\text{円}$	1,988

⑥ 納付すべき酒税額

計 算 過 程	納付すべき酒税額 円
18,760,214円－7,222円＝18,752,992円 → 18,752,900円 (100円未満切捨)	18,752,900

(注) ①、②、③、④は配点基準を表す。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

理論については、問1は小問が5つ出題され、酒税法に関する幅広い知識が問われた。設問のうちには、正確な知識が求められたもの、及びその場でほぼ作文に近い形で解答せざるを得ないものがあり、得点することが難しい設問も見受けられた。逆にそれら以外の設問については、十分に解答可能であったため、これらを中心に解答し、得点できたかがポイントになると思われる。また、問2は、酒類製造者が、所轄税務署長から指定された期限までに担保の提供に応じなかった場合の申告及び納付について問われており、都度申告の事由に該当することに気付けたかどうかポイントになると思われる。結果的にAランク理論からの出題となったが、答案用紙に正確な記述ができたかどうかで得点に差が生じるとされる。

計算については、ここ何年か続いている、酒類の判定と税額計算が一体となった1題形式で出題された。酒類の判定及び課税標準数量の計算に関しては、一部判断に迷う箇所も見受けられたが、それ以外は比較的解答しやすい問題であった。また、税額計算は、税率の特例の新制度の出題であったが、問題及び答案用紙が酒税納税申告書上の形式であったため、比較的解答しやすい形での出題となった。酒類の判定で確実に得点を重ね、税額計算でどれだけケアレスミスを防ぎ、冷静に解答出来たかどうかポイントになると思われる。

●合格ライン

〔第一問〕

25点以上が合格確実ライン、20点がボーダーラインになると思われる。

〔第二問〕

62点が合格確実ライン、56点がボーダーラインになると思われる。

予想配点による採点で87点が合格確実ライン、76点がボーダーラインになると思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
76 点以上	—	次の科目に進みましょう。
70 点～75 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
69 点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに試験傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (日) 10:00～11:00	8/17 (土) 10:00～11:00	8/22 (木) 19:30～20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/20 (火) 19:30～20:30	8/25 (日) 10:00～11:00	8/19 (月) 19:30～20:30
		
信澤 奈津美 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:

8/9(金)～



～今が最前線！～ この夏の就活最新データ分析

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2024年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/13(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/12(月)
12:00より
公開予定!

① 本試験後の
「受験プランニング」

② 第74回税理士試験
「解答解説会」Web配信

※要申込

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/sokuhou.html



■TACのサービスをご紹介

デジタル教材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!



アウトプット教材のPDFデータ提供拡充!

- ▶ミニテスト (問題・答案用紙)
- ▶トレーニング (問題・トレーニングシート)
- ▶実力テスト (答案用紙) 等

※TAC WEB SCHOOL内の「学習フォロー」より提供

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

